



貸金業制度等に関する懇談会(第18回)に
おいて挨拶する与謝野大臣
(7月27日)



櫻田副大臣とDFSA(ドバイ金融サービス機構)
デイビット・ノットCEOとの面会
(7月23日)

目次

【トピックス】

- 4大監査法人の監査の品質管理について 2
- 「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究」論点整理の公表について ... 3
- 保険会社に係る検査マニュアルの改訂について 5
- 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理」の公表について 8
- 地域銀行の平成17年度決算の概要について(暫定集計値) 10
- 金融庁と米国証券取引委員会との間の「日米ハイレベル証券市場対話」について 11
- 取引等の適切性確保への取組みの再徹底について 11
- 「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」の公表について .. 12
- 情報セキュリティに関する検討会の概要について 16
- 平成18年3月期有価証券報告書に係る重点審査について 17
- 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成18年3月期版) 17

【特集】

- 金融商品取引法制の概要について(第1回) 19
- 証券取引法施行令の一部を改正する政令
～ 証券取引法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う政令改正の概要 ～ 22

【金融ここが聞きたい!】 23

【お知らせ】

- 平成18年度「子ども見学デー」の開催について 25
- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中 25
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内 25

【6月の主な報道発表等】 26

【トピックス】

4大監査法人の監査の品質管理について

1. はじめに

[公認会計士・監査審査会](#)は、公認会計士法に基づき日本公認会計士協会（以下「協会」）から監査業務の状況調査（以下「品質管理レビュー」）の報告を受け審査を行い、必要に応じて検査を行っています。

（参考） 「品質管理レビュー」とは、監査業務の公益性に鑑み、協会が「監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける」（日本公認会計士協会会則第 87 条第 1 項）ものであり、公認会計士による監査業務の質的水準の維持、確保を目的とし、平成 11 年 4 月から協会が自主規制として実施しているものです。

2. 4大監査法人に対する早急な検査等の措置

こうした中、4大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び中央青山監査法人）については、昨今の会計監査を巡る情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公益又は投資者保護のために、平成 17 年 10 月 25 日に「4大監査法人に対する早急な検査等の措置」を公表し、監査の品質管理の観点から、順次、協会が行う品質管理レビューの審査及び検査を行いました。

3. 4大監査法人の監査の品質管理について

平成 18 年 6 月 30 日には、この検査の結果を踏まえ、4大監査法人の監査の品質管理に関する実態について取りまとめ、「4大監査法人の監査の品質管理について」として公表しました。これら検査で検証した限りにおいて、4大監査法人のいずれにおいても、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められました。具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められました。また、個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査基準への準拠に不十分なものが認められました。

4. 4大監査法人に対する検査結果に基づく勧告

検査結果を受け、4大監査法人において、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められたこと等から、金融庁長官に対して、業務改善の指示をするよう勧告しました。

5. おわりに

公認会計士・監査審査会においては、今後、4大監査法人における監査の品質管理のための組織的な業務運営に係る改善状況についてフォローアップを行うとともに、国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、協会の品質管理レビューの審査を行った後、必要に応じて中規模監査法人への検査を実施することとしています。

また、平成 17 年 2 月に協会に対して改善を要請した品質管理レビューに係る提言から 1 年余りが経過していることから、その改善状況について検証することとしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページ内・公認会計士・監査審査会の「新着情報一覧」から、[「4大監査法人の監査の品質管理について」（平成 18 年 6 月 30 日）](#)にアクセスしてください。

「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究」 論点整理の公表について

わが国とアジア諸国との経済的な相互依存性が高まる中で、アジアの金融資本市場の健全な発展はわが国を含めたアジア経済の安定的な成長にとって不可欠であり、アジアの金融拠点としてのわが国金融資本市場・金融機関がより大きな役割を果たしていくことが求められています。

このような認識のもと、金融庁は、財務省及び日本銀行の協力を得て、「[アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究](#)」を開催しました。同共同研究においては、金融機関等関係者を中心としたヒアリング調査を行ったほか、平成 18 年 1 月より外部有識者懇談会（座長：吉野 直行慶應義塾大学教授）を設置し、計 3 回にわたりアジアの金融資本市場およびその拠点としてのわが国市場の現状と今後の課題について議論し、去る 6 月 30 日に共同研究会として把握した実態および抽出した論点を事務局¹において「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究」論点整理としてとりまとめ、公表しました。本稿では、その概要をご紹介します。

I. 「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究」論点整理の概要

1. アジア金融資本市場の概況と我が国の課題

● アジア金融資本市場の概況

アジア通貨危機からの回復以降、アジアはその成長性を背景に金融サービス市場としての重要性を増す一方、①欧米系金融機関のプレゼンスの拡大、②経済成長および中間層の増加等を背景としたリテール市場の拡大、などの変化を遂げつつあります。ただし、域内諸国により市場育成の努力がなされつつあるものの、依然として資本市場が未成熟であり、域内の資金循環は限定的です。

また、アジア域内諸国は金融の自由化・対外開放に向けて動きつつも、現状においては、金融サービス規制、税制、外国為替関連規制等の内容・度合いが多様です。また、1990 年代後半に各国において急ピッチで進められた企業統治改革の一貫として、透明性・信頼性のある企業財務データの充実にむけた企業情報開示など制度面での金融インフラ整備が進展しつつあるものの、制度の実効性の確保において課題を抱えていることなどが指摘されます。

● 我が国金融機関のアジア業務の動向

我が国金融機関は、1990 年代中盤以降、アジア通貨危機等一連の国際金融危機や国内の不良債権問題等を受けて、海外業務の縮小・撤退という対応をとりました。この間、欧米金融機関は、通貨危機後の企業再編に伴う投資銀行業務、現地金融機関の買収およびブランドバリューを生かしたリテール業務の展開などを通じプレゼンスを拡大し、アジアからの収益比率を向上させつつあります。他方、従来からの我が国金融機関のアジア業務の主要取引先である日系企業の金融サービスニーズについては、これら企業の内部金融機能の強化やアジア域内での生産・販売ネットワークの確立に伴う事業内容の変化により、高度化・多様化してきています。

しかし、直近の邦銀の日系現地企業向け貸出の急伸にみられるように、我が国金融機関はアジアへの再展開を進めつつあり、アジアにおける日系企業の展開の広がりや深度を活かし、今後とも日系企業関連業務により、一定の収益を確保していくものと考えられます。そのためには、日系企業の多様化する金融サービスニーズに対応するため、我が国金融機関が、現地通貨建て業務、M&A および関連アドバイザリー業務、キャッシュ・マネジメント・サービス、債権流動化業務等の一層の充実に図っていくことが求められます。

また、我が国金融機関は非日系企業との取引関係の構築において、商品開発・提案力の向上や投資家層の一層の開拓が必要であるほか、地場の事業慣行や信用リスク等を含む情報収集などの側面において優位性が高いローカルスタッフの活用など事業態勢の現地化について検討していく必要があります。

¹ 金融庁総務企画局総務課国際室が事務局。

● 我が国当局の対応

アジア金融資本市場の発展に向けての当局の対応としては、金融機関の適正な検査・監督に向けた金融監督当局間の連携強化、金融サービス規制緩和に向けた交渉、金融インフラ整備およびこれら諸制度の実効性確保にかかる技術支援などが重要です。特に、アジアの金融資本市場の発展には、情報開示・監査の質的向上が必要であり、当局間での政策・慣行にかかる情報共有や、アジア各国当局の能力の拡充・人材育成にかかる協力が求められます。また、アジアにおいては、引き続き間接金融が大きな位置づけを占めるものと考えられることから、銀行部門におけるガバナンスの向上や銀行部門が融資先企業の企業統治をモニタリングしていくことも重要です。銀行部門がこうした機能を果たす上でも、銀行監督の重要性は高く、この点においてアジア各国の監督当局との協力が重要となります。

2. 地域金融協力

他方、地域金融協力（アジア債券市場イニシアティブ）の観点からは、域内の市場は、発行体・投資家双方の厚みを増す必要性、国債市場と比較して未発達な社債市場の育成、市場ルールの明確化、情報開示・格付等の市場インフラの更なる整備といった共通の課題を引き続き抱えており、今後も官民一体となって取組みを進めていく必要があります。

3. アジアの資金環流における我が国市場の役割

我が国市場にかかる制約は金融ビッグバンによる規制緩和によりほぼ取り除かれたものの、近年の日本経済の停滞に伴う取引低迷などから、国際化は必ずしも十分に進展していません。今後、我が国の金融資本市場が、豊富な金融資産を背景にアジア諸国の資金調達市場として重要な役割を果たしていくためには、外国企業の上場の促進、JDR(日本版預託証券)の活用や市場の利便性を一層高める方策や、クロスボーダーの円建てシンジケートローン市場の発展とそのための取組みについて検討する必要があります。

II. 今後の対応

金融庁としては、本論点整理を今後の金融行政の参考とするとともに、民間金融機関においても海外業務展開の中で参考とされていくことを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「国際関連情報」から、[「「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究」論点整理の公表について」\(平成 18 年 6 月 30 日\)](#)にアクセスしてください。

「保険会社に係る検査マニュアル」の改訂について

1. はじめに

金融庁は、平成 12 年 6 月に策定した「保険会社に係る検査マニュアル」（以下「保険検査マニュアル」という。）について、今般、より保険会社の実態に即応した検査の手引とするために大幅な改訂を行いました。改訂に際しては、その案を公表して広く一般からのご意見を募り、所要の修正の上で、本年 6 月 30 日に検査局長通達として発出・公表しました（便宜上、改訂前の保険検査マニュアルを「旧マニュアル」、改訂されたものを「改訂マニュアル」という）。本コーナーにおいては、改訂マニュアルの概要等について説明させていただきます。

2. 改訂マニュアルの概要

改訂マニュアルは、保険会社全体に共通の視点として「内部管理態勢」及び「法令等遵守態勢」を位置付けています。そして、保険会社の業務を念頭に置きつつ、「保険募集」、「顧客保護等」、「財務の健全性・保険計理」、「商品開発」、「保険引受リスク」、「資産運用リスク」及び「オペレーショナル・リスク等」といった項目に分けて、検査におけるチェック項目を整理しています。旧マニュアルと異なり、業務ベースで作成をしているものの、旧マニュアルで検証の対象としていた各種リスクについても、引き続きチェック項目として盛り込んでいます。

改訂内容は、「[保険会社向けの総合的な監督指針](#)」の策定、保険業を巡る法令の改正、及び社会経済情勢の変化等を踏まえたもので、全体的に改訂を行っています。

改訂マニュアルは、平成 18 検査事務年度（平成 18 年 7 月以降）より実施する検査から適用されます。また、その対象とする範囲は全ての保険会社であり、保険会社の海外拠点、外国保険会社の在日支店及び特定法人を含みます。

3. 各チェックリストの内容

（1）内部管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社においては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な内部管理が行われる必要があることから、保険会社における内部管理態勢を確認するチェックリストを作成しました。

「内部管理態勢」には、取締役会等の役割、リスク管理、内部監査、外部監査、保険計理人の役割といった内容を記載しています。例えば、取締役及び取締役会の役割については、①企業倫理の構築及びその具体的な担保のための態勢整備、②経営方針及び経営計画の策定・周知、③経営管理上必要な情報の取得・共有、当該情報の検討・分析・議論、④業務の適正等確保に必要な体制の構築に係る基本方針の策定、⑤業務執行の意思決定、業務執行の監督、⑥善管注意義務、忠実義務の履行、⑦コンプライアンス、リスク管理、内部監査の担当部門に対する適切な評価、⑧情報開示体制の確立等を確認することとしています。

（2）法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社の業務の全てにわたって法令等が遵守されることの重要性にかんがみ、全社的な法令等遵守態勢を整備・確立する必要があることから、法令等遵守態勢の整備・確立状況を確認するチェックリストです。「法令等遵守態勢」は、「内部管理態勢」とともに、保険会社全体に共通の視点として位置付けています。

本チェックリストは、法令等遵守態勢の整備・確立状況、不祥事件等への対応、業務範囲、本人確認、疑わしい取引の届出といった中項目で構成されています。

（3）保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険契約の募集、締結に当たっては、顧客の保護を図るため、適正な保険募集管理態勢が整備・確立される必要があることから、保険募集管理態勢を確認するチェックリストを作成しました。

保険募集の適正性に関するチェック項目には、生命保険関係・損害保険関係と書き分けている項目に加えて、第三分野の増大やクロスセリングの普及等を背景に生損保共通の項目を設けて検証を行うこととしています。

(4) 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険契約の管理は、顧客の利益保護等の観点から適切かつ迅速に行われる必要があります。また、保険金等の支払いは保険会社の運営の根幹をなす基本的かつ最も重要な機能の一つで、これらの業務を行うに当たっては、適切な判断及び迅速な事務処理を行う態勢が整備されなければなりません。さらに、顧客の苦情等への対応や顧客情報の取扱いについて適切な管理態勢が整備・確立される必要があることから、これらについて顧客保護等管理態勢を確認するチェックリストを作成しました。

「顧客保護等管理態勢」は、今回の改訂において新規に設けた大項目であり、中項目として、保険契約管理態勢、保険金等支払管理態勢、苦情処理態勢、顧客情報管理態勢を設けています。

このうち、保険金等支払管理態勢については、保険契約者等の保護を図る観点から、保険金等の支払いを適切に行うための態勢整備について記載しています。例えば、支払管理部門の設置を含む保険金等支払管理態勢の整備・確立状況に関するチェック項目や、支払管理部門の役割に関するチェック項目を設けています。

(5) 財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト

財務の健全性・保険計理に関する管理は、保険会社の責任を確実に果たし、保険契約者等の保護には不可欠であることから、その態勢を確認するチェックリストを作成しました。

責任準備金等の積立ての適切性やソルベンシー・マージン比率の適正性については、本チェックリストに記載されています。また、保険会社では、将来の不利益の発生が財務の健全性に与える影響を把握し、必要に応じて追加的に経営上又は財務上の対応をとっていく必要があることから、ストレス・テストの実施や将来収支分析といった経営分析が重要となりますので、経営分析の実行に関するチェック項目を新規に設けています。

(6) 商品開発管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社が商品開発を行うに当たっては、保険業法等の法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する管理態勢の整備が求められています。保険商品については、保険契約者等の保護の面で問題が少ない分野は順次届出制へ移行するなど弾力化が図られており、従来にもまして、保険会社における商品開発に係る管理態勢の充実が重要となっています。こうした観点から、保険商品の開発管理態勢や、商品販売開始後のフォローアップについての具体的なチェックリストを設けています。

(7) 保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険の引受は長期にわたって保険会社の経営に重大な影響を与えることから、保険引受リスク管理態勢を確認するチェックリストを作成しました。

保険商品は、将来にわたる収支予測をもとに、保険契約締結時に保険料を決定し以降の保障を約束するという特殊性を有するものであり、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することによるリスクを負っています。こうした保険会社に特有のリスクを管理することの重要性にかんがみ、大項目として設けているものです。

(8) 資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

資産運用に係るリスクの所在や負債特性等を踏まえた管理を行うことが重要であることから、資産運用リスク管理態勢を確認するチェックリストを設けています。

市場関連リスク管理態勢、信用リスク管理態勢、不動産リスク管理態勢を、資産運用リスク管理態勢の下に集約しています。なお、保険会社の業務や検査官の使いやすさを考慮し、信用リスク検査用マニュアルは付属資料と位置付けています。

(9) オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト

全ての業務に所在する事務リスクの管理やシステムリスク管理等は重要であることから、オペレーショナル・リスク等管理態勢を確認するチェックリストを作成しました。

事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、及び流動性リスク管理態勢に関するチェック項目に加え、危機管理態勢のチェック項目を新設し、全体としてオペレーショナル・リスク等管理態勢という大項目を設けています。

(10) 付属資料

改訂マニュアルでは、検査官の使いやすさを考慮し、実地調査用チェックリスト及び信用リスク検査用マニュアルを付属資料という扱いにしました。実地調査用チェックリストは、保険会社の営業拠点等、生命保険募集人及び損害保険代理店について、検査官が実地調査を行う際に活用するための例示です。

4. おわりに

検査マニュアルはあくまでも検査官が保険会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものです。各保険会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、保険会社の業務の健全性と適切性の確保、顧客の保護を図ることが期待されています。

金融庁としては、本検査マニュアルの整備により、当庁の保険会社に対する検査機能の一層の向上に資することができるものと考えています。また、本検査マニュアルのチェック項目を保険会社と共有することで、検査における保険会社と検査官の双方向の議論が充実し、より効率的かつ実効的な検査につながるとともに、金融行政の透明性の向上に資することが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から、[『「保険会社に係る検査マニュアル」の改訂について』\(平成 18 年 6 月 30 日\)](#) にアクセスしてください。

「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の公表について

金融庁監督局に設置された「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」([詳細はアクセス FSA 第 41 号参照](#))においては、本年3月から議論を行い、先月30日に[論点整理](#)をとりまとめ、公表しました。

昨今の投資家による不公正取引及び発行体による不正行為、あるいは、昨年来の株式市場における誤発注等の事例を見ても、証券市場を巡っては、多くの課題があることが窺えます。

こうした諸課題への対応としては、先般成立した金融商品取引法等の法制備及びエンフォースメント（法執行態勢）の強化と並んで、市場仲介者として高い公共性を担う証券会社^(注)が、自己規律の維持を通じて、適切にその機能を発揮することが求められると考えられます。

(注) 証券会社の役割

証券市場においては、機関投資家、一般の個人投資家、ファンド等の様々な投資家が存在し、また上場企業等の様々な発行体が存在しますが、いずれの主体が証券市場にアクセスする際にも、証券会社の仲介が必要となります。こうした市場仲介者としての証券会社には、市場仲介機能の効率的かつ安定的な発揮と投資家及び発行体の不公正取引等に対するチェック機能の発揮が求められます。

また、証券会社自身が、市場プレイヤーとして自己売買等を行っていますが、その際には、高い自己規律の下での健全且つ適切な業務運営が求められています【[図1](#)】。

そして、そのための具体的な方策としては、証券業協会等の自主規制機能の活用や証券会社の自己規律を高めるための規範の整備が必要であると考えられます。

懇談会においては、こうした問題意識に基づき、

- I) 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上
 - II) 発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮
 - III) 投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮
 - IV) 市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持
- の4つのテーマに沿って検討を行ってきました。

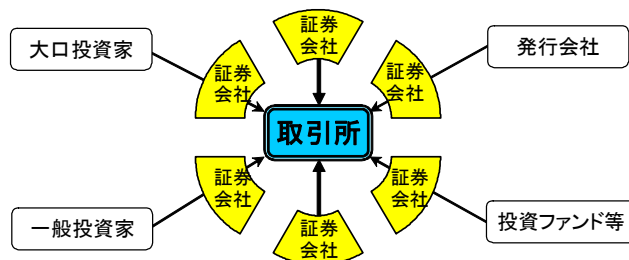
その成果として、懇談会の論点整理においては、現下の証券市場を取り巻く諸課題の中で、証券会社が取り組むべき課題の抽出、特定が行われています。そして、特定された課題について、今後の取組みの方向性が示され、証券業協会あるいは証券取引所等の関係者に対して業界自身による倫理規定、自己規制規則等の検討要請が行われています【[図2](#)】。

既に、証券業協会においては、誤発注防止のための自主規制規則の制定等、一定の対応がなされているものがあります。また、引受審査の課題については、同協会において、ワーキンググループや分科会が設置され、精力的に議論が行われています。今後は、懇談会で示された方向性に従い、引き続き、関係者による積極的な取組みが行われることが期待されます。金融庁としても、適切な貢献・支援を行っていくつもりです。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から、[『「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の公表について』\(平成18年6月30日\)](#)にアクセスしてください。

【図1】

証券会社の役割



○証券会社の信頼性が、市場全体の信頼性に不可欠

①市場仲介者としての証券会社

【求められる役割】

- ・市場仲介機能の効率的かつ安定的な発揮
- ・投資家及び発行体の不公正取引等に対するチェック機能

②市場プレイヤーとしての証券会社

【求められる役割】

- ・利益相反を防止する等の観点から、高い自己規律の下での健全かつ適切な業務運営

【図2】

証券会社の市場仲介機能等を巡る主な論点

(1) 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上

誤発注の再発防止

【証券業協会】
○注文管理体制に係る自主規制規則を制定(4月18日)
 >>注文受注時の確認体制を整備
 >>一定規模を超える注文に対し
 ・発注不可(ハードリミット)
 ・管理者の承認(ソフトリミット)による制限の設定・システム化
 >>制限解除を承認する管理者等設置

【証券取引所】
○売買単位の統一等が可能か検討

【証券業協会】
○自主規制規則を制定(4月18日)
 >>顧客への事前説明・周知
 >>掛目変更の際の顧客への通知

【証券業協会】
○異常注文抽出等のシステム対応

信用取引の担保掛目

【証券業協会】
○自主規制規則を制定(4月18日)
 >>顧客への事前説明・周知
 >>掛目変更の際の顧客への通知

昨年12月証券会社による大規模誤発注

本年1月強制捜査企業の関連銘柄掛目ゼロに

(3) 投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮

相場操縦関係

【証券業協会】
○売買管理体制に係る自主規制規則を施行(6月1日)
 >>最低限実施すべき売買審査項目
 ・特定の銘柄に係る以下のような顧客を売買審査対象として抽出。
 1) 売買に深く関与している顧客
 2) 一定時間に集中して売買をしている顧客
 3) 同一時刻・値段で売付・買付をした顧客
 4) 一定数量以上の注文の取消しを行った顧客等
 >>不正取引に繋がるおそれがある場合には顧客に対し注意喚起・注文受託停止

【証券業協会・証券取引所】
○当局含む市場関係者間の迅速・円滑な情報交換のためのWAN構築等を検討

インサイダー取引関係

【証券業協会・取引所・上場会社等】
○現在証券会社が実施している内部者登録制度を見直し、その実効性を高める方策について検討

後を絶たない投資家による不正取引

インサイダー情報を入手し得る内部者についての正確な情報把握が困難

(2) 発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮

引受け等の審査の強化

【証券業協会】
○自主規制規則における引受審査項目・内容の見直しを検討
 ①コーポレート・ガバナンスの状況
 ②企業の成長性
 ③資金用途の適切性
 ④適時開示に向けた体制整備等

【証券業協会】
○いわゆる私募CB(MSCB含む)等の引受け・買受け時の留意事項の明確化を検討

【証券業協会】
○引受審査体制に関する具体的な基準策定を検討
 ①引受審査の独立性の確保
 ②引受審査の社内マニュアルの整備
 ③内部監査部門等による引受審査の適切性のチェック体制の整備

上場して間もない企業の財務内容等に問題のある事例

希薄化等で株主利益を損なうエクイティ関連のファイナンスの増加

証券会社の審査能力に格差

(4) 市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持

【証券業協会】
○証券会社や役員員の規範となすべき倫理規定を検討

【証券業協会】
○利益相反から生じる問題を防止するため、各証券会社に以下を求めることを内容とする自主規制規則を検討
 ①社内方針・規則の策定
 ・法的リスクの増加、風評リスクが大きい取引等の洗出し
 ・社内組織の分離
 ・営業部門から独立した事前審査態勢の構築
 ・顧客・投資家への説明・開示の充実
 ②①に基づく内部管理態勢の構築

(潜在的な)利益相反等の問題を孕む事例の増大

地域銀行の平成 17 年度決算の概要について（暫定集計値）

地域銀行¹の平成 17 年度決算発表を受けて、金融庁では各行の発表した計数等を集計し、平成 18 年 6 月 9 日に公表しました（公表後、銀行による修正を踏まえて 6 月 29 日に更新）。

以下、地域銀行の平成 17 年度決算の概要について説明します。

1. 損益の状況

銀行の本業の利益である実質業務純益は、19,864 億円と平成 17 年 3 月期（19,634 億円）に比べて微増となりました。実質業務純益が微増となる中、不良債権処分損が減少したこと等から、当期純利益は 10,190 億円となり、平成 17 年 3 月期（7,983 億円）に比べて大幅に増加し、過去最高水準となりました。

2. 自己資本比率の状況について

自己資本比率（単体加重平均ベース）は 9.8%となり、平成 17 年 3 月期（9.4%）から 0.4%ポイント上昇しました。

3. 不良債権の状況について

不良債権（金融再生法開示債権）残高は 86,775 億円となり、平成 17 年 3 月期（103,674 億円）と比べ 16,899 億円減少しました。

不良債権比率は 4.5%と平成 17 年 3 月期（5.5%）に比べ 1.0%ポイント低下し、ピーク時の平成 14 年 9 月期（8.3%）の半分近い水準となり、全体として、引き続き着実に低下していると考えられます。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「地域銀行の平成 17 年度決算の概要（暫定集計値）」（平成 18 年 6 月 9 日）](#)及び[「地域銀行の平成 17 年度決算の概要（更新）（暫定集計値）」（平成 18 年 6 月 29 日）](#)にアクセスしてください。

¹ 平成 18 年 3 月期は地方銀行 64 行、第二地方銀行 47 行、埼玉りそな銀行の 112 行、平成 17 年 3 月期は地方銀行 64 行、第二地方銀行 48 行、埼玉りそな銀行の 113 行。

金融庁と米国証券取引委員会との間の 「日米ハイレベル証券市場対話」について

1. 平成 18 年 6 月 23 日、金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の定期的な政策対話である「日米ハイレベル証券市場対話」が、米国ワシントンDCにおいて、開催され、五味金融庁長官及びコックスSEC委員長をはじめとするハイレベル職員が参加しました。

（注）「日米ハイレベル証券市場対話」については、本年1月に、その目的、開催時期・場所、参加者、議題等の枠組みを定めた文書（Terms of Reference：TOR）が合意されており、今回の「対話」はそれに沿って開催されたものです。

2. 今回の「日米ハイレベル証券市場対話」においては、会計・監査基準、内部統制、コーポレートガバナンス、証券会社等に対する監督のあり方（投資ファンドに対する規制などを含む）、自主規制機関及び格付機関に対する対応（クロスボーダーでの取引所の再編・統合に伴う取引所監督などを含む）、証券市場における技術革新の促進、クロスボーダーでの法務執行など、幅広い課題について、意見交換を行い、両当局の関係者の相互理解を深めたところです。

3. 証券取引のクロスボーダー化が進む中、金融庁とSECが共通して取り組むべき監督上の課題は多く、今回の対話において、意見交換と相互理解を深めたことは、非常に有益かつ必要なことです。また、金融庁とSECのハイレベル職員が互いに顔を合わせる機会は限られていることから、今回の「対話」は、両当局の友好・協力関係の発展に役立ったものであり、金融庁とSECは、今後もこの「ハイレベル対話」を定期的に開催していくことを確認しました。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催について」（平成 18 年 6 月 26 日）](#)にアクセスしてください。

取引等の適切性確保への取組み再徹底について

1. 昨年 12 月、公正取引委員会が独占禁止法（優越的地位の濫用）違反として金融機関に排除勧告・審決を行う事案（以下「勧告事案」）が生じ、当該勧告事案を踏まえ、当局は、本年 1 月 5 日付で、[「取引等の適切性確保への取組みについて」（以下「前回要請」）](#)を発出しました。

この前回要請は、各預金等取扱金融機関に、以下の対応を求めたものです。

- ① 公正取引委員会から公表された以下の文書において、独占禁止法上の不公正取引として問題となる行為の類型等が示されているので、これを十分に理解する必要があること。
 - ・[「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」（平成 13 年 7 月、以下「前回報告書」）](#)
 - ・[「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成 16 年 12 月、以下「ガイドライン」）](#)
- ② そうした理解の上に立って、金融取引、金融商品・サービス販売等（以下「取引等」）の適切性に万全を期す必要があること。
- ③ このため、態勢面を含めた検証や問題点の是正等の適切な対応を迅速にとること。

2. 今般、公正取引委員会より新たに[「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」（平成 18 年 6 月 21 日、以下「今回報告書」）](#)が公表されました。この今回報告書においては、①前回報告書・ガイドライン・勧告事案を認知していない、あるいは、②認知していても周知・取組みを行っていない金融機関が、信用金庫・信用組合をはじめ多数認められたことが指摘されています。

前回要請にも関わらず、取引等の適切性確保への取組みを真摯に行っていない金融機関が存在するとすれば、極めて遺憾であります。そうした金融機関は、経営管理（ガバナンス）態勢、法令等遵守（コンプライアンス）態勢上にも深刻な問題があると考えざるを得ません。

3. 金融商品・サービスが多様化する中、金融機関が優越的地位濫用防止のための適切な態勢を構築することは、金融機関への信頼性確保の上からも極めて重要であります。

当局は、今回報告書も踏まえ、取引等の適切性に万全を期すべく、経営の責任において一層迅速に取り組みられるよう、あらためて要請を行いました。具体的には、以下の点につき、再度の徹底を要請したところです。

- ① 勧告事案をはじめ公正取引委員会がこれまで整理・公表している類型等の内容を、経営陣自身が把握・理解すること。
- ② そのうえで、本部・営業現場に周知・徹底すること。
- ③ 態勢面を含めた検証や問題点の是正等の適切な対応を迅速にとること。
併せて、各財務局等より直接周知徹底を図ることとしました。

4. なお、前回要請でも申し添えたとおり、当局としては、各金融機関が既にこのような対応を十分に行っていることを当然の前提として対応していくこととなります。具体的には、当局の定例検査に際して重点的に検証するとともに、把握された内容や当局の利用者相談室等へ寄せられた情報等を踏まえ、監督上の対応を行っていくこととなります。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「取引等の適切性確保への取組みの最徹底に付いて」](#)（平成 18 年 6 月 22 日）にアクセスしてください。

「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」 の公表について

金融庁において開催している[「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」](#)（座長：野村 修也 中央大学法科大学院教授）は、先般（平成 18 年 6 月 19 日）、[「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」](#)を取りまとめ、公表しました。

1. 検討の経緯

保険分野においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多いこと、保険商品の多様化・複雑化により消費者に商品内容が理解しづらいものとなっていること等の指摘がなされていることを踏まえ、利用者保護及び利用者利便の向上の観点から、専門的・実務的に上記の指摘に対応するため、有識者・サービス利用者等をメンバーとする「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を開催し、検討を行ってきました。

本年 3 月からニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方を中心に検討を進めてきたところですが、今般、以下のとおり最終報告として取りまとめを行いました。

2. 最終報告の概要

(1) 比較情報提供についての現状

現状では必ずしも保険会社による商品比較が行われておらず、消費者に対してニーズに合致した商品選択に資する比較情報が提供されているとはいえない状況にあります。

（注）法令上は、保険契約の内容の比較について「誤解させるおそれ」のあるものを表示する行為等が禁止されているのみです（保険業法第 300 条第 1 項第 6 号）。

比較情報の提供が積極的に行われていない原因として、以下の理由が考えられます。

【現行規制上の観点】

- ・ 契約内容について「誤解させるおそれ」がない比較がどのようなものか必ずしも明確ではない。

【実務上の観点】

- ・ 保険会社等が、自ら取り扱う商品（「取扱商品」）と取り扱っていない商品（「取扱外商品」）との比較を試みようとした場合、取扱外商品の正確な情報の取得が困難。
- ・ 保険会社には取扱商品を取扱外商品と比較するインセンティブが存在しない。
- ・ 乗合代理店等が、比較表を含む募集文書を作成するに際しては、実務上保険会社の審査及び承認を経ることが保険会社から求められているが、保険会社が法令等への抵触等をおそれ、承認を行わないことも考えられる。

（２）検討する際の視点

比較情報提供のあり方について検討するには、以下の双方の観点に留意が必要との考え方が示されています。

- ① 比較情報の提供が促進されれば、消費者の利便性の向上に資することになる。
- ② 「誤解させるおそれ」のある比較情報が提供された場合には、消費者に誤解が生じ、自らのニーズに合致した保険商品を選択できなくなるおそれもある。

（３）比較情報を提供する際の論点

消費者が求める比較情報は、保障内容や保険料等の保険契約の内容に関する情報から、保険商品に付帯するサービスに関する情報、更には保険会社の信用力に関する情報等様々なものが考えられます。このような、消費者が求める比較情報を、

- ① 保険契約の契約条件等の保険商品に関する情報（「商品選択情報」）
- ② 財務状況等の保険会社に関する基本的な情報（「会社選択情報」）

に大きく分類の上、それぞれの比較情報を提供する際の論点について以下のとおり検討を行っています。

ア. 商品選択情報

商品選択情報を提供する主体としては、①保険会社、②専属代理店、③乗合代理店、④保険仲立人、⑤第三者が考えられますが、これらの者が、保険契約の契約条件等に関する比較情報を提供する際の留意点等について以下のとおり検討されています。

【比較の対象】

例えば、終身保険と定期保険のように保険期間の相違がある商品や、有配当保険と無配当保険のように配当の有無について相違がある商品の比較を行うに際しては、商品内容の相違を明確に記載する等、消費者が同等の保険種類と誤解しないよう配慮した記載を行うことが必要との考え方が示されています。

【比較の方法】

比較の方法としては、以下のような、2つの方法が考えられます。

- ① 保険会社の作成した情報をそのまま並べて比較を行う方法（契約概要を並べての比較）
- ② 保険会社からの情報を比較可能なように加工したものをを用いて比較を行う方法（一覧性ある比較表等による比較）

以下の情報は消費者に重要であるため、比較情報を提供する際、明示することが望ましいとの考え方が示されています。

- ① 比較情報を提供する主体がどのような者か
- ② 保険会社等と比較情報の中立性・公平性を損ない得るような特別な利害関係を有していないか
- ③ どのような情報を根拠として比較情報を提供するのか

【比較の項目】

（a）一部比較の可否について

契約内容の一部につき比較を行うこと（「一部比較」）については、保険業法において禁止されている訳ではなく、一部比較であっても消費者を「誤解させるおそれ」のないものは許容されています。但し、比較情報は、その対象項目が少ない程、消費者が容易に保険商品を比較できる一方、一部の情報が記載されないため、消費者の誤解を招くおそれが高まってしまいます。このような点に留意しつつ、どのような場合に一部比較が認められるのか検討し、以下のとおりの考え方が示されています。

- （i）契約概要そのものを用いた比較情報（表形式にした場合も含む）

- ⇒ 原則として、「誤解させるおそれ」はない。
- (ii) (i) よりも情報量を絞ったより簡便な比較情報
⇒ 以下の要件が全て充足されるのであれば、原則として、「誤解させるおそれ」はない。

- ① 比較表の対象とした全保険商品について、比較表と同時に契約概要が提供されること。
- ② 比較表において保険商品の長所のみを殊更に強調したり、その長所を示す際にそれと不離一体の関係にある情報を同時に認識できるよう併せて記載せずに、あたかもその商品全体が優良であるかのように表示されたものでないこと。
- ③ 比較表において、以下の注意喚起文言が記載されていること。
 - ・ 比較表には、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要があること。
 - ・ 比較表に記載された保険商品の内容については、必ず契約概要等において全般的かつ詳細に確認する必要があること。

(注) 消費者が契約概要を入手したいと希望したときに、その契約概要を速やかに入手できるような環境（消費者からの要望があれば遅滞なく郵送等で契約概要を交付できるようにすること等）を整備のうえ、消費者に周知した場合にも、上記①の要件を充足するものとする。

(b) 保険料に関する比較について

保険料に関する比較については、消費者によっては保険料の多寡のみに注意が向いてしまい、保障内容等の他の重要な要素を十分吟味することのないまま商品選択を行ってしまうおそれがあります。このため、「誤解させるおそれ」のない保険料に関する比較のあり方について検討し、以下のとおりの考え方が示されています。

- (i) 保険料に過度に焦点を当てた表示を行う場合
- ① 保険料に関して消費者が過度に注目するよう誘導したり、保障内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮することが必要。
 - ② 契約条件、保障内容の概要等の保険料に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが最低限必要。
 - ③ 年齢等の前提条件に応じ保険料の相違が顕著である場合には、実際に適用される保険料について保険会社等に問い合わせたうえで商品選択を行うことが必要である旨の注意喚起文言を併せて記載することが適当。
- (ii) (i) 以外の場合で、保険料が含まれた比較表示を行う場合
消費者が保険料のみに注目することを防ぐため、保険料だけではなく保障内容等の他の要素も考慮に入れた上で比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載すること等、比較表の構成や記載方法等について消費者が誤解を招かないよう工夫することが必要。

イ. 会社選択情報

会社選択情報は、会社の支払能力を検討する上で消費者に有用な情報と考えられることから、以下のような保険会社の財務状況等の会社に係る基本的な情報について、消費者に誤解を与えないような説明を併せて行った上で、中立的・公正的な立場にある者により提供されることが適当との考え方が示されています。

- ① ソルベンシー・マージン比率
- ② 基礎利益・保険引受利益等の情報
- ③ 営業拠点等その他の保険会社に関する基本的な情報

(注) 米国においては、全米保険監督官協会（NAIC）が、保険会社の財務情報等の会社選択情報を消費者が容易に入手できるように、それらの情報のホームページへの掲載を行っている。

(4) 比較情報の提供を促す環境整備を図るための具体的な方策

ニーズに合致した保険商品の選択に資する比較情報の提供を促すための環境整備にあたり、上記(3)の比較情報を提供する際の論点を踏まえた具体的な方策としては以下のような方策が考

えられる、との提言がなされています。

① 監督指針の改正

比較情報の提供を行うに際しての、前述の一部比較、保険料の比較等に関する留意点等を監督指針において明確化する。

② 保険会社による契約概要に関する情報開示

消費者自らが保険商品を比較することを可能とするとともに、正確な比較表の作成がより容易に出来るようにするために、保険会社が以下のような開示を各社のホームページ等で行う。

- ・ 保険会社各社による契約概要のモデル例の開示
- ・ 記載項目や記載情報の絞込みやフォーマットの統一化を図った「比較情報用契約概要」の開示
- ・ 消費者の具体的な情報を入力すれば、保険料や保険金額等の個別項目についても記載された当該消費者が求める商品の契約概要を、消費者や募集人等が入手しうる開示

③ 第三者による比較情報の提供サービス

消費者団体やNPO等の第三者が中立性・公正性に配慮の上、比較表等の比較情報の提供を行う。

④ 比較情報の提供を促す環境整備を図るための協議会の設置

比較情報の提供を促す一層の環境整備を図ることを目的として、比較情報の提供サービスを行う第三者、消費者、有識者、保険業界、行政当局からなる自主的な協議会を設ける。この協議会は、以下の役割を果たすことが期待される。

- ・ 比較情報に関する具体的事例を収集し、どのような比較情報が適切かについて検討を行い、検討結果を何らかの形で公表
- ・ 消費者への被害の可能性が極めて高いと考えられるものについて、消費者への周知や注意喚起、将来的には、以下の役割を担っていくことも期待。
- ・ 商品分野ごとの「誤解させるおそれ」のない比較情報の類型化の検討
- ・ 「比較情報用契約概要」の記載項目やフォーマット等の検討

⑤ 会社に係る基本的な情報の提供

例えば、金融庁ホームページで、ソルベンシー・マージン比率、基礎利益等の財務情報及び営業拠点等会社に係る基本的な情報を掲載することなどにより、消費者が容易に当該情報を入手できるような環境整備を図る。

⑥ 消費者への啓発活動

「保険契約にあたっての手引」（購入者手引）に保険商品を比較する際の留意点等を記載し、消費者への周知徹底を図る。

⑦ 不適切な比較情報のモニタリング

監督当局は、保険会社の広告審査体制の一層の充実を行うために先般改正された監督指針に基づき、保険会社において適切な表示を行うための保険募集管理態勢の整備が行われているかの検証や比較表示に関するモニタリングを継続的に行う。

- ・ 上記方策のうち、監督指針の改正、契約概要のモデル例の開示、会社に係る基本的な情報の提供、消費者への啓発活動としての「保険契約にあたっての手引」の改訂、不適切な比較情報のモニタリングについては速やかな実施を期待。
- ・ 「比較情報用契約概要」に関しては、上述の協議会において、商品分野ごとの記載項目やフォーマット等について検討が行われることが望まれる。
- ・ 消費者情報の入力による個別項目の内容開示については、各社の創意・工夫に委ねつつ自主的な取組みが行われていくことが望ましい。

(5) 中期的な課題

本報告書は「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」としての最終報告であり、以下のような論点が中期的な課題として指摘されています。

- ① 用語の統一、説明ルールの策定等
- ② 消費者利便・消費者保護の観点に立った約款の平明化、簡素化
- ③ 募集人の質の向上

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」](#)（平成18年6月19日）にアクセスしてください。

情報セキュリティに関する検討会の概要について

金融庁は、平成18年3月、監督局内に「[情報セキュリティに関する検討会](#)」を立ち上げました。本検討会は、ATMシステム及びインターネットバンキングに関連した犯罪や様々なリスクについて、金融業界や警察庁との間で詳細な情報の共有を図るとともに、各種対策とその有効性を検証することを目的としています。具体的には、ATMシステム、インターネットバンキングのそれぞれにおいて、体制の構築時、利用時、被害発生時などの各段階におけるリスクについて、国内外の犯罪事例や現時点において想定し得る犯罪手口に関する詳細情報を網羅的に収集し、その上で各種対策の有効性について検証してきました。

検討会は、これまでに計3回（[第1回：3月9日](#)、[第2回：4月10日](#)、[第3回：6月1日](#)）開催され、議論を行ってきましたが、今般、その検討結果を取りまとめ公表しました。

検討会での検討内容には、犯罪手口に関する情報等が含まれていますので、その全てを公表することはできませんが、例えば、

- ① リスク分析、対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなる、いわゆるPDCAサイクルが機能していることが重要であること
- ② 国内外で発生している犯罪手口及び技術的に想定されるリスク（検討を行ったリスク一覧を含む）
- ③ 金融情報システムセンター（FISC）の調査も踏まえた各種対策の有効性についての検証結果など、金融機関における検討のあり方、具体的なリスク、対策のあり方などについて、同検討会で共通の認識を得るに至った事項を可能な限り公表を行ったものです。

なお、本検討会の検討結果については、参加各団体がそれぞれの基準・標準の改訂に活用するとともに、金融庁としては、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に盛り込むこととしました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「審議会・研究会等」から[「第3回情報セキュリティに関する検討会議（6月1日開催）」](#)（平成18年6月12日）にアクセスしてください。

平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係る重点審査について

有価証券報告書の重点審査については、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）において、開示上の重要な事項等に関して、提出会社より調査票の提出を頂き、これを基に記載内容等に係る審査を実施してきております。

平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係る重点審査については、下記審査項目に係る有価証券報告書の開示状況等について実施することといたしますので、提出会社におかれましては、調査票に適宜記載のうえ、財務局等に提出することとなります。

1. **審査項目**：投資事業組合等に係る連結の状況について 等
2. **調査対象会社**：有価証券報告書提出会社
（事業年度の末日が、平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの提出会社を対象。）
3. **調査票の提出先及び提出期限**：
 - ① 提出先 有価証券報告書提出先の財務局等
 - ② 提出期限 有価証券報告書提出期限の翌月 15 日まで
（財務局等への提出方法は、[各財務局等ホームページ](#)をご覧ください。）

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「市場の信頼性確保」から「[平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係る重点審査について](#)」（平成 18 年 6 月 16 日）にアクセスしてください。

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成 18 年 3 月期版)

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準の導入及び「会社法」等の施行に伴い、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則（以下「財務諸表等規則等」という）、企業内容等の開示に関する内閣府令等が改正（平成 18 年 5 月 1 日施行）されています。これらの改正等に伴う留意点は以下のとおりです。

I. 財務諸表等規則等の改正等について

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準の導入及び「会社法」の施行に伴う財務諸表等規則等の改正（平成 18 年 4 月 25 日公布）については、平成 18 年 5 月 1 日以後終了する事業年度（連結会計年度）から適用されます。

また、「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入に伴う財務諸表等規則等の改正（平成 18 年 4 月 26 日公布）については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度（連結会計年度）から適用されます。

上記改正のうち「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入に伴う改正後の財務諸表等規則等は、平成 18 年 5 月 1 日以後提出する有価証券報告書に記載される財務諸表及び連結財務諸表から、早期に適用することができることとされています。

II. 固定資産の減損会計の適用について

固定資産の減損会計について、平成 17 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から全ての会社に適用となっております。

III. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正について

改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令については、施行日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用するとしていますが、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書につい

ても、改正内容の一部等が適用されています。

IV. 添付書類（代表者による適正性の確認）について

代表者による適正性の確認については、平成 14 年 12 月の金融審議会第一部会報告において、「市場において、有価証券報告書等の適正性の一層の確保に向けた経営者の姿勢を自らの判断において明確に示すことにより、投資家などによる信認の向上が図られ、ひいては、市場への信頼を高めることとなるものと考えられる。この観点から、有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認を求めることが適切である。」とされたことを受け、制度の整備が図られたものです。

この確認書の提出については任意のものとなっておりますが、経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、この制度の一層の活用をお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「市場の信頼性確保」から [「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成 18 年 3 月期版）」](#)（平成 18 年 6 月 8 日）にアクセスしてください。

【特集】

金融商品取引法制の概要について（第1回）

平成18年6月7日、第164回国会において、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第66号）が可決・成立し、6月14日に公布されました。

これらの法律は、第38号で紹介した金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（平成17年12月22日）を受け、証券取引法を改組して「金融商品取引法」（いわゆる投資サービス法）とする等の法整備を行うものです。これにより、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指しています。

この法整備の具体的な内容は、大きく分けて、

- (1) 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築
- (2) 開示制度の拡充
- (3) 取引所の自主規制機能の強化
- (4) 不公正取引等への厳正な対応

の4つの柱からなります。また、これらの内容については、「包括化・横断化」、「柔軟化（柔構造化）」、「公正化・透明化」及び「厳正化」がキーワードになります。

今号から3回にわたって、今回の法整備の内容を紹介します。

また、証券取引法等の一部を改正する法律のうち、開示書類の虚偽記載等及び不公正取引の罰則の強化等に係る規定については、公布の日から起算して20日を経過した日である平成18年7月4日に施行されました。これらの規定の施行に伴い、証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）等を改正し、所要の規定の整理を行った内容を後半で紹介します。

1. 投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築

① 「証券取引法」から「金融商品取引法」へ

- ・ 今回の法整備では、現行の縦割り業法を見直す観点から、金融先物取引法等の4法律を廃止し、証券取引法に統合します。また、投資信託及び投資法人に関する法律をはじめ89法律を改正しており、その改正規定の一部を証券取引法に統合します。
- ・ これにより、証券取引法は、従来よりも幅広い金融商品を対象とする法律となることから、その題名についても「金融商品取引法」へと改めます。
(※) 以下では、それぞれ「証取法」「金商法」と略します。
- ・ 併せて、規制対象となる業者の法律上の名称を「証券会社」から「金融商品取引業者」へ、取引所の法律上の名称を「証券取引所」から「金融商品取引所」へと改めます。（なお、これらはあくまでも法律上の名称であり、証券会社や証券取引所は、引き続き、現在と同様の名称を使用することができます。）

（参考）今回の法整備により改廃される法律

【廃止される法律】

外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法

【改正される主な法律】

証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、商工組合中央金庫法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品取引所法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、不動産特定共同事業法、保険業法、農林中央金庫法、信託業法、宅地建物取引業法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、金融商品の販売等に関する法律

② 規制対象商品の拡大

近年、金融技術の進展等を背景として、証取法その他の既存の利用者保護法制の対象となっていない金融商品が出現しており、利用者被害が生じている事例もみられます。金商法では、こうした既存の利用者保護法制の「すき間」を埋める観点から、次のように、規制対象商品の拡大を図っています。

ア) 有価証券の範囲の拡大

現行の証取法の規制対象商品である「有価証券」の範囲を拡大し、例えば、信託受益権の全般を有価証券とみなし（金商法2条2項1号・2号）、また、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）の持分を包括的に有価証券と位置づけることとします（2条5号・6号）。

イ) 規制対象となるデリバティブ取引の範囲の拡大

現行の証取法では有価証券関連の「デリバティブ取引」のみが規制対象とされていますが、金商法では、現行では金融先物取引法の対象である取引（例えば、外国為替証拠金取引）をはじめ、幅広い資産・指標に関する取引や様々な種類の取引を規制対象とします。いわゆる通貨・金利スワップ取引や天候デリバティブ取引についても、規制対象となります。（2条20項～25項）

現行の証券取引法の規制対象商品		金融商品取引法の規制対象商品
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 ・ 地方債 ・ 社債 ・ 株式 ・ 投資信託 ・ 有価証券に関連するデリバティブ取引 等 (限定列举) 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 ・ 地方債 ・ 社債 ・ 株式 ・ 投資信託 ・ 信託受益権全般 ・ 集団投資スキーム持分(包括的な定義) ・ 様々なデリバティブ取引 (例えば、外国為替証拠金取引、通貨・金利スワップ取引、天候デリバティブ取引など) <p style="text-align: right;">等</p>

(参考) 集団投資スキームの包括的な定義について

金融商品取引法では、

- i) 他者から金銭等の出資（拠出）を受け、
- ii) その財産を用いて事業を行い、
- iii) 当該事業から生じる収益等を出資者等に分配する

ような仕組み（集団投資スキーム）の持分を、有価証券と位置づけています。

これは、民法上の組合契約その他いかなる法的形式によるかを問わず、また、出資を受けた金銭等を充ててどのような事業を行うのかを問わず、包括的な定義となっています。

（その上で、出資者の全員が事業に関与しているものなど一定のものは、有価証券の定義から除外することとしています。）

③ 規制対象業務の横断化

現行の証取法は、有価証券・デリバティブ取引に関する「販売・勧誘」業務を「証券業」と位置づけ、基本的に登録制により規制しています。金商法では、現行の縦割り業法を見直し、現行の証券業のほか幅広い業務を「金融商品取引業」と位置付け、登録制により横断的に規制することとします（金商法2条8項、29条）。

ア) 「販売・勧誘」業務

- ・ 金商法では、前述②のように有価証券・デリバティブ取引の範囲を拡大することに伴い、例えば、現行では金融先物取引法で規制されている金融先物取引業を統合するなど、規制対象業務（金融商品取引業）の範囲が拡大します。
- ・ また、証取法では、有価証券の発行者自身による「販売・勧誘」（いわゆる自己募集）は規制対象とされていませんが、金融商品取引法では、集団投資スキームの持分等の自己募集について、新たに、規制対象業務と位置づけます（2条8項7号）。

イ) 「投資助言」「投資運用」「顧客資産の管理」業務

- ・ 金商法では、有価証券・デリバティブ取引に関する「販売・勧誘」のほか、「投資助言」「投資運用」「顧客資産の管理」についても、本来業務として規制します。

- ・ なお、集団投資スキームの財産を主として有価証券又はデリバティブ取引への投資として運用する業務（いわゆる自己運用）についても、規制対象となることを明確化しています（2条8項15号）。

		(現行各業法の規制対象業務)	(金融商品取引法)
販売 勧誘	証券取引法	証券業（登録制）	⇒ 金融商品取引業 （登録制）
	金融先物取引法	金融先物取引業（登録制）	
	信託業法	信託受益権販売業 （登録制）	
	商品投資に係る事業の規制 に関する法律	商品投資販売業（許可制）	
	—————	集団投資スキーム持分の自己 募集業務	
	—————	投資顧問業（登録制）	
助言	有価証券に係る投資顧問業 の規制等に関する法律	投資一任契約に係る業務 （認可制）	
運用	有価証券に係る投資顧問業 の規制等に関する法律	投資信託委託業、投資法人資 産運用業（認可制）	
	投資信託及び投資法人に関 する法律	—————	
	—————	集団投資スキーム財産の自己 運用	
管理	(証券会社の付随業務)	有価証券の保護預り	

④ 業務の内容に応じた参入規制の柔軟化

金商法においては、前述③のように金融商品取引業を登録制により横断的に規制する一方で、業務内容の範囲に応じて金融商品取引業を区分し、各区分に応じて、例えば個人による参入の可否や財産的基礎要件など、参入規制（登録拒否要件）を定めています（金商法29条の4）。

金融商品取引業者が、その行っている業務とは異なる区分の業務に参入しようとする場合は、変更登録の手続を受ける必要があります（31条4項）。

金融 商品 取引 業	「第一種金融商品取引業」	流動性の高い有価証券の販売・勧誘や顧客資産の管理の業務 等
	「第二種金融商品取引業」	流動性の低い有価証券の販売・勧誘の業務 等
	「投資運用業」	投資運用に関する業務
	「投資助言・代理業」	投資助言に関する業務 等

次号では、今回の法整備による「(1) いわゆる投資サービス法制の構築」のうち、業者が遵守すべき行為規制の整備

⑤ 顧客の属性に応じた行為規制等の柔軟化

⑥ 投資性の強い預金・保険等の取扱い

⑦ 利用者保護のためのその他の制度整備

について紹介します。

証券取引法施行令の一部を改正する政令 **～ 証券取引法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う政令改正の概要 ～**

先の第 164 国会において成立（公布日 平成 18 年 6 月 14 日）した[証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下「改正法」といいます。）](#)のうち、開示書類の虚偽記載等及び不公正取引の罰則の強化等に係る規定については、公布の日から起算して 20 日を経過した日である平成 18 年 7 月 4 日に施行されました。これらの規定の施行に伴い、証券取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）等を改正し、所要の規定の整理を行いました。

政令の主な改正の概要は以下のとおりです。なお、今回の改正は、いずれも、上述の規定の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理及び形式的な変更に係るものです（いわゆる「ハネ改正」）。

① 安定操作取引（証券取引法施行令第 20 条第 1 項、第 21 条）

従来、証券取引法では、相場操縦行為やその一形態である安定操作取引では、有価証券の売買等、その委託等及び受託等が規制の対象とされていましたが、改正法では規制の対象として新たに有価証券の売買等の申込み行為（いわゆる「見せ玉」）を追加しました（改正法第 159 条第 2 項第 1 号、第 3 項）。

上記のうちの安定操作取引に係る規定の改正（改正法第 159 条第 3 項）に伴って、証券取引法施行令における、安定操作取引をすることができる場合等に係る規定について、対象行為（同規定の要件を充たす場合のみできる行為）に有価証券の売買等の申込み行為を追加しました。

② 証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任（証券取引法施行令第 38 条の 2 第 1 項）

従来、証券取引法では、内閣総理大臣が公開買付け等に関する報告・資料提出命令等の権限を行使できる対象者は、公開買付け者又はその特別関係人その他の関係者とされていましたが、改正法では、この対象者の範囲を拡大し、参考人を追加しました（改正法第 27 条の 22 第 1 項、第 2 項）。

これに伴って、証券取引法施行令における、証券取引等監視委員会への権限の委任に係る規定について、同規定が掲げる権限の対象者に参考人を追加しました。

③ 犯則事件の範囲（証券取引法施行令第 45 条）

証券取引法上の、開示書類の虚偽記載等及び不公正取引に係る罰則を強化することに伴って、証券取引等監視委員会の職員が質問・検査等を行うことができる犯則事件の範囲についての規定の整理（「条番号のズレ」の整備）を行いました。

※ 今回の改正は、改正法の一部の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理及び形式的な変更に係るものであるため、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません（行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号）。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「証券取引法施行令の一部を改正する政令について」（平成 18 年 6 月 23 日）](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 東京証券取引所の西室社長が一旦凍結されていた上場の方針を改めて打ち出されましたが、大臣として現段階で東証の上場方針について受け止めはいかがですか。

A： 東証が上場することは理屈の上では全く差し支えないことだと私は思っておりますが、やはり東証自体は極めて公的な性格を担っていると。その上での上場ということですから、大株主制限を始め一体化以外の投資家をどうするかとか、一連の問題はきちんと考えた上でやっていただかないといけないと思っています。

それで、上場会社になった時に、いわば東証は強行規定として規則制定権を持っているわけですから、その株式会社と規則制定権の両立というものをどう図っていくかということもまた重要な問題だろうと思っています。

(平成18年7月4日(火) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： 自民党の金融調査会小委員会で、貸金業の上限金利を利息制限法の水準に引き下げることで大筋合意しました。これについて御所見をお願いします。

A： これに関連する法律は、出資法、利息制限法、貸金業法と3つの法律がございます。出資法と利息制限法は、いずれも法務省所管の法律でございますが、貸金業法は当金融庁の所管する法律でございます。党の方でも、自民党も公明党も一定の方向性を出しました。それに関するフィージビリティスタディをやれという部分もありますので、金融庁は法務省と協力しながら、与党の御意向を法に反映させる場合にはどのような方法がいいのかということをきちんと研究、検討したいと思っております。

また、こういう方法もある、ああいう方法もあるという幾つかオプションのようなものもございますので、その中ではそれぞれのメリット、デメリットについても検討しなければならないと思っております。

いずれにしても、我々が考えていたよりも3週間ほど早く党の方での中間結論が出ましたので、私どもも作業を急ぎたいと考えております。

(平成18年7月7日(金) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： 日銀がゼロ金利政策をおよそ5年ぶりに解除しましたが、そういった異例なゼロ金利政策に今回終止符が打たれたことにつきまして、大臣の所見を伺いたと思います。

A： ゼロ金利が始まりましたのは、確か1999年でございますが、事実上、6年余にわたってこの政策が続いてきたわけですが、日本の不良債権処理自体も相当進みましたし、また経済成長率もいい数字を出していますし、また物価情勢も従来とは全く違った局面になってきております。そういうことで、こういう例外的な政策から脱却できたということは、やはり日本経済がそれなりに回復してきている証左であると思っております。

加えて、何かオーバーナイトの金利を0.25上げたことは、引き締めのような印象を持っておられる方がおられるとすれば、それは必ずしも正しい印象とは言えない。0.25であっても、超緩状態が続いているというふうに私は理解しております。

(平成18年7月14日(金) 日銀金融政策決定会合後の記者会見 抜粋)

Q： 改めてゼロ金利なのですけれども、金利復活時代の金融機関のあり方について、御所見をお聞かせください。

A： 金融機関の一番大きな使命というのは、金融仲介を通じてお金という資源が適切に社会に配分され、それが効率のよい社会をつくっていくということであると思っております。ほとんどタダで借りて人様に貸し出すというのは、金融仲介と言えるかどうかということがありましたので、出し手にも一定のお金が利息という形で配分される、取り手はお金という資源のコストを払うと。そういう意味では、金融が正常に戻る第一歩を示したのがゼロ金利解除かと私は考えており、普通預金が0.00幾つの世界から0.1とか0.2に戻ってきたということは、私は正しい姿ではないかと思っております。

(平成18年7月18日(火) 閣議後記者会見 抜粋)

Q： 金融庁と全国銀行協会が調査で、不正に利用された全国の銀行口座に合計59億円が、被害者に返還されないまま滞留しているということが明らかになりました。これについてお考えをお聞かせください。

A： 前々から、これは社会問題になっていまして、口座を人から買って、振り込め詐欺用の口座を持っている人、そこに振り込んだと。銀行に返還請求したけれども、銀行の方も、将来、民事法の責任が発生するのでなかなか返さない。銀行の立場もわかりますし、また振り込んで詐欺に遭った人が、返還請求を早くしてくれという気持ちもわかるわけございまして、これは金融機関ともよく話し合い、また金融機関同士もよく話し合い、また警察当局ともよく連携をしながら、被害者救済をやはり第一に考えなければならないと。

ただ、そのときに、振り込まれた銀行の方が、逆に予想しない被害に遭わないように、十分に考えながらやっていますけれども、基本的にはやはり被害者を迅速に救済することを、金融庁も銀行も、また警察も、考えなければいけないだろうと思っております。

(平成18年7月21日(金) 閣議後記者会見 抜粋)

【お知らせ】

○ 平成18年度「子ども見学デー」の開催について

子どもたちに対し業務説明や職場見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として、中央省庁等が業務説明や職場見学などを行う「[子ども見学デー](#)」(文部科学省主催)が、本年も連携して8月23日(水)～24日(木)に実施されます。

金融庁としても、この機会にあわせて暮らしの中の金融の働きや金融庁の仕事についての理解を深めてもらうことを目的として、以下の開催要項により実施を予定しています。

プログラムの詳細や応募方法(事前予約制)等については、金融庁ホームページから『[「子ども見学デー」のお知らせ 金融庁にアクセス!](#)』にアクセスしてください。

皆様のご応募をお待ちしております。

開催日時	平成18年8月23日(水)及び24日(木) 10:00～12:00
開催場所	金融庁(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館)
対象	小・中学生(必ず保護者が同伴してください)
開催内容	★ 金融や金融庁の仕事等についての説明 ★ 庁内見学 ★ 大臣または副大臣、政務官との懇談
募集人員	40人程度(各日20人程度(保護者を除く))
応募方法	8月9日(水)(必着)までに郵便往復ハガキにてお申し込みください。
問合せ先	金融庁総務企画局政策課広報室 電話 03-3506-6000(内線 3114、3125)

※ 事前に応募のない方の当日参加は受け付けておりませんので、ご注意ください。

※ 応募者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。

※ 抽選の結果は、返信用ハガキにて後日ご連絡いたします。

※ プログラムについては、やむをえない事情により内容が変更される場合もありますので、予めご了承ください。

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【[大臣に質問!](#)】、【[副大臣に質問!](#)】、【[政務官に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」「[副大臣に質問](#)」「[政務官に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」へどうぞ。

【6月の主な報道発表等】

- 1日(木) [アクセス](#) ・ 第3回情報セキュリティに関する検討会開催
- 2日(金) [アクセス](#) ・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 株式会社千葉銀行に対する信託兼営認可
- 5日(月) [アクセス](#) ・ 「銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件(案)等」に対するパブリック・コメントの結果
- 6日(火) [アクセス](#) ・ 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表
[アクセス](#) ・ 「信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編[信託業務編])(案)の公表
- 7日(水) [アクセス](#) ・ マネックス証券株式会社に対する行政処分
- 8日(木) [アクセス](#) ・ 株式会社ボンドに対する行政処分(九州財務局長処分)
[アクセス](#) ・ NZ証券委員会との情報交換枠組みの構築
[アクセス](#) ・ 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成18年3月期版)
- 9日(金) [アクセス](#) ・ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成18年6月)
[アクセス](#) ・ メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 日本プラスト株式会社の株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定
[アクセス](#) ・ 金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正
[アクセス](#) ・ 地域銀行の平成17年度決算の概要(暫定集計値)
[アクセス](#) ・ 住友林業ホームサービス株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 川崎信用金庫に対する行政処分(関東財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 銚子信用金庫に対する行政処分(関東財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 株式会社愛媛銀行に対する行政処分(四国財務局長処分)
- 13日(火) [アクセス](#) ・ カナダ金融情報部門との疑わしい取引に関する情報交換枠組の署名について
[アクセス](#) ・ 随意契約見直し計画
- 14日(水) [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会(第30回)・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ(第16回)合同会合開催
[アクセス](#)
- 15日(木) [アクセス](#) ・ 第7回証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会開催
- 16日(金) [アクセス](#) ・ 平成18年3月期有価証券報告書に係る重点審査について
[アクセス](#) ・ 伊勢証券株式会社に対する行政処分(東海財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 北門信用金庫に対する行政処分(北海道財務局長処分)
[アクセス](#) ・ ひまわり信用金庫に対する行政処分(東北財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 興産信用金庫に対する行政処分(関東財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 阿南信用金庫に対する行政処分(四国財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 日興アセットマネジメント株式会社に対する行政処分
- 19日(月) [アクセス](#) ・ 「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」の公表
[アクセス](#) ・ 平成17年度金融庁所管公益法人に対する立入検査の実施状況の公表

- アクセス
 - 証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等（案）及び証券会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表
- アクセス
 - 金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）の公表
- 21日(水) アクセス
 - 三井住友海上火災保険株式会社に対する行政処分
- 22日(木) アクセス
 - 取引等の適切性確保への取組みの再徹底について発出
- 23日(金) アクセス
 - 証券取引法施行令の一部を改正する政令についてアクセス
 - 佐野信用金庫に対する行政処分（関東財務局長処分）アクセス
 - 金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催アクセス
 - 第7回金融審議会公認会計士制度部会の開催
- 27日(火) アクセス
 - カリヨン証券会社東京支店に対する行政処分
- 28日(水) アクセス
 - 貸金業関係統計資料の更新アクセス
 - 銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部を改正する件（案）等の公表
- 29日(木) アクセス
 - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正アクセス
 - 疑わしい取引の届出に関して特別の注意を払うべき取引の該当国・地域の削除についての発出アクセス
 - 地域銀行の平成17年度決算の概要（更新）（暫定集計値）
- 30日(金) アクセス
 - 証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理の公表アクセス
 - 日本インベスターズ証券株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）アクセス
 - ブラジル銀行在日支店に対する業務の一部停止命令の解除についてアクセス
 - 保険会社に係る検査マニュアルの改訂アクセス
 - 特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準の公表アクセス
 - アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究論点整理の公表アクセス
 - 第6回 証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会開催アクセス

※ アクセス マークのある項目につきましては、アクセス から公表された内容にアクセスできます。